

松江市多古鼻公園施設の活用に関する公募型プロポーザル

ご質問への回答

質問 1 :

実施要項 3. 参加資格の留意事項中、『「14. 応募書類」に掲げる②及び⑦～⑬の書類については、構成法人ごとに提出すること。』に関して、グループ構成の中に個人事業主が入る場合、⑦～⑨の提出は必要か。

回答 :

グループ構成に個人事業主が入る場合は、⑦～⑨の提出書類は不要です。

質問 2 :

実施要項 3. 参加資格の留意事項中、『「14. 応募書類」に掲げる②及び⑦～⑬の書類については、構成法人ごとに提出すること。』に関して、⑩の書類について「※設立後 3 年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの」との記載があるが、グループ内の法人もしくは個人事業主で設立後 3 年以内の事業者がいる場合（例として過去に 1 回決算をしている場合）1 期分の決算書を添付すれば良いか。

回答 :

お見込みのとおりです。

質問 3 :

実施要項 4. 譲渡の条件等>「(2) 企画提案にあたっては、宿泊施設としての機能を継続しつつ、当該地域の振興に資する事業内容とすること。」に関して、コテージは現状と変わらず宿泊施設として使用しつつも、キャンプ場を廃止して当該エリアを宿泊用途以外に使用すること（あるいはキャンプ場エリアを縮小すること）については当該譲渡条件に当てはまるか。

回答 :

建物（コテージ）については、少なくとも 10 年は宿泊施設としての範囲内での活用が条件ですが、土地（キャンプ場区画）については、縮小は可能です。ただし、国立公園区域内での宿泊キャンプやレクリエーション活動を行うという、

多古鼻公園施設の当初の設置趣旨から、キャンプ場区画を全て廃止することは不可です。

質問 4 :

実施要項 4. 譲渡の条件等の「(2) 企画提案にあたっては、宿泊施設としての機能を継続しつつ、当該地域の振興に資する事業内容とすること。」に関して、宿泊機能以外に、現状の施設の機能及び用途を変更してはいけない箇所はあるか。(例: 管理棟の多目的ホールと既存ロビーを繋げてより広いロビーにする等)

回答 :

宿泊機能の継続が譲渡条件であるため、施設としてその機能が維持されていれば、例に掲げているような新たな機能の付加などは可能です。

質問 5 :

実施要項 5. 国立公園事業についての「(3) 環境省への事前相談」に関して、国立公園事業の事前相談窓口への事前相談の締切日はいつか。

回答 :

事前相談の期限は、応募申込期限と同日の 9 月 3 日としておりますが、最終的な確認などを含めた期限です。

環境省でも相談内容の確認や検討の時間が必要ですので、目安としては、8 月 23 日前後までの事前相談が望ましいです。

なお、事前相談に際しては、事前に資料をメールで送付しスムーズに相談ができるようにしてください。

質問 6 :

実施要項 6. その他留意事項の「(4) 対象物件にて現に従事する従業員が、事業実施者による継続雇用を希望する場合は、積極的に雇用するよう努めること。」に関して、現従業員を継続雇用する場合、雇用条件及び雇用形態については自社の事業計画に沿って再提示の上、協議するような形で問題ないか。

回答 :

問題ありません。

質問 7 :

別紙 1「審査基準」に関して、3 その他（10 点）3-1 「地域雇用の考え方が
あるか」における「地域」というのは島根町を指すか、松江市を指すか。

回答 :

本プロポーザルにおいては、「地域振興」、「地域雇用」などにおける「地域」
は島根町を想定しています。

質問 8 :

別紙 4「マリンパーク多古鼻施設管理経費及び利用者数」に関して、通信運
搬費に「電話・有線電話・プロバイダ等」と記載があるが、これらの契約及び
契約内容は譲渡を受ける事業者がそのまま引き継ぐ必要があるか。

回答 :

変えることも可能です。

質問 9 :

別紙 4「マリンパーク多古鼻施設管理経費及び利用者数」に関して、実施要
項「6. その他留意事項」に記載のある看板設置料は施設管理経費のどの区分
に含まれているか。

回答 : 別紙 4 の施設管理経費については、指定管理者が支出している経費を掲
載（修繕費のみ松江市が直接支出した経費も掲載）していますが、実施要項
「6. その他留意事項」に記載のある看板設置料については、指定管理者の支
出ではなく、松江市が直接支出した経費のため、別紙 4 の施設管理経費には
含まれない経費です。

別紙 4 の施設管理経費に含まれない経費で松江市が直接支出する経費は、
この看板設置料のみです。

質問 10 :

別紙 4「マリンパーク多古鼻施設管理経費及び利用者数」に関して、各事業年度の経費に対する売上について、提供してほしい。

回答 :

各事業年度の売上（施設利用料）については、次のとおりです。

平成 29 年度 : 26,324,452 円 平成 30 年度 : 25,007,427 円

令和元年度 : 29,323,617 円 令和 2 年度 : 18,441,305 円

令和 3 年度 : 21,085,060 円 令和 4 年度 : 21,998,923 円

令和 5 年度 : 22,767,005 円

質問 11 :

大浴場について、現在日帰り入浴は実施しているか。また、日帰り入浴は運営可能か。

回答 :

現在、施設利用者のみの利用で、日帰り入浴は実施しておりません。日帰り入浴の実施については可能です。

質問 12 :

現在の雇用スタッフの就業条件または雇用条件について、提供してほしい。

回答 :

現在のスタッフの勤務体制等については、別添資料のとおりです。また、資料の指定管理の月別の経費に人件費を掲載しているので参考にしてください。

質問 13 :

月次の損益計算書について、提供してほしい。

回答 :

令和 3 年度から令和 5 年度の指定管理の月別の利用料及び経費は別添のとおりです。なお、令和 4 年 1 月 27 日から 2 月 20 日までまん延防止等重点措置の適用により市の施設が休止、令和 5 年 11 月 25 日～令和 6 年 1 月 7 日まで落雷による施設設備の被害により営業を休止していました。